

令和6年度 子ども会体験活動助成事業 交付要綱

1 目 的

本事業は、単位子ども会(以下「単子」という。)の体験活動への助成を通じ、会員組織の活性化を支援し、地域における子どもの健全育成への寄与を目的とする。

2 対象団体

全国子ども会安全共済会に加入している単位子ども会

※ 複数の単位子ども会や地区子連と一緒に活動することも可能(参加子ども会一覧を提出)

※ 地区子連のみの活動は対象外(本事業の目的は、単位子ども会への助成のため)

3 対象事業

子どもの健全育成へ寄与する体験活動

※ 全国子ども会安全共済会に届出した行事であること(保険適用事業)

届出していない場合は、事業開催前に届出が必要

※ 参加者(スタッフ含む)が、必ず保険加入していること

子ども会以外の団体と一緒に活動する場合、他団体の方も保険加入していること

(子ども会以外の方は、イベント保険や町内会加入の保険でも良い)

① 自 然 体 験	釣り、カヌー・イカダ体験、押し花等
② 遊 び 体 験	バルーンアート、アスレチック、手品、紙芝居等
③ ス ポ ー ツ 体 験	ドッジボール、ボウリング、サイクリング、スキー、スケート、カーリング等
④ モ ノ づ くり 体 験	工芸、陶芸、おもちゃ作り、アクセサリ作り等
⑤ 食 育 体 験	農業体験、餅つき、クッキング等
⑥ 季 節 行 事	七夕、クリスマス会、ハロウィン、ひな祭り等
⑦ 国 際 交 流	遊び、料理、文化、言語等
⑧ 地 域 再 発 見	公園等探索、街マップ作り、記念碑で歴史めぐり等
⑨ キ ャ ンプ 体 験	まき割り体験、野外炊事、テントやコテージ宿泊
⑩ 防 災 ・ 防 犯 活 動	地域の安全マップ作り、防災ゲーム体験、危険予知トレーニング(KYT)等
⑪ 昔 遊 び 体 験	お手玉、竹馬、あやとり、こま、けん玉等
⑫ 伝 承 文 化	百人一首、書初め、太鼓、染物、パッチワーク等
⑬ 施 設 利 用	歴史・文化・スポーツ・科学等の体験学習施設の利用

4 参加人数

10名以上が参加する事業(概ね、子どもが1/3を超えること)

※ 参加人数には運営スタッフ(育成者等)も含む

5 活動場所

札幌市内及びその近郊市町村の体験施設等

6 助 成 額

1団体1事業とし、上限額は20,000円とします。

※ 申込時、助成希望額を記入してください。

※ 体験活動の財源として自主財源ほか、町内会助成金等の併用可能です。

※ 助成した金額のうち使用しなかった分は返金していただきます。

7 対象経費

- ・子どもが体験するための費用（入場料、用具レンタル料、消耗品類、食材代など）
- ・施設等へ移動するための費用（貸切バス代、公共交通機関代など）
- ・施設の下見等にかかる費用（施設使用料や公共交通機関、ガソリン代など）
- ・事業を行うための会議や準備、後処理等で必要な費用
（会議資料の用紙代、印刷用インク代、チラシ印刷代、貸室代、案内郵送代など）
- ・健康管理に必要な費用
（熱中症対策の水分補給用飲み物及び経口補水液など※お酒は対象外）
- ・衛生管理に必要な費用（消毒液、ペーパータオルなど）
- ・事業に伴う景品の費用（ゲーム景品、参加賞、クリスマスプレゼント等、1人200円程度）

8 区ごとの助成金配分枠

申込期間：第1期締切後、残余がある場合は配分枠に関係なく助成します。

助成総数 50 事業、助成総額 1,000,000 円を上限とします。

< 令和6年度 区支部別の配分数 >（令和5年度実績をふまえて配分）

区	配分数 (団体)	配分金額 (配分数×20,000円)	登録単子数 (令和6年3月31日付)
中央	2	40,000円	18
北	10	200,000円	67
東	6	120,000円	44
白石	2	40,000円	16
厚別	4	80,000円	25
豊平	4	80,000円	24
清田	5	100,000円	30
南	8	160,000円	56
西	5	100,000円	32
手稲	4	80,000円	25
合計	50 団体	1,000,000円	337 単子

9 対象となる事業開催期間

令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

10 申込手続・選考結果の通知

1) 申込期間

第1期：～6月28日(金)

第2期：7月1日(月)～12月27日(金)

※ 第1期は、区支部配分数に応じて助成団体を決定

前年度助成を受けた子ども会も申込可能（但し助成を受けたことのない子ども会が優先）

※ 第1期以降、区の配分数に残余が生じた場合は、残余分を10区分まとめて先着順に受付・決定します。

2) 申込先および申込方法

各区支部事務局まで提出書類を持参・郵送又は電子メールで送付

3) 提出書類（札子連 Web サイトからダウンロードできます）

① 申 込 書

② 振込先通知書・振込手数料は札子連負担。各区支部事務局にて現金受取りも可能

③ 参加子ども会一覧・複数子ども会が参加する場合、地区子連と合同で実施の場合に使用

4) 選考結果の通知

申込団体に各区支部事務局を通じて通知

11 事業実施後の報告書提出

1) 提出期日

事業終了後 1 か月以内に提出

(2 月下旬に実施した事業は 3 月 15 日ころまでに提出をお願いします)

2) 提出先および提出方法

各区支部事務局まで提出書類を持参・郵送又は電子メールで送付

3) 提出書類 (WF08 本部事業・専門部 > 子ども会体験活動助成事業に指定様式あり)

育成者は札子連 Web サイトからダウンロードできます

- ① 報告書…… 領収書(コピー可)を裏面か別紙に添付(現金払いのみ可)
- ② 活動写真…… 3 枚程度提出。札子連 Web サイトに写真を掲載し活動を紹介する予定です。
参加者にあらかじめ承諾を得てください。データでの提出にご協力ください。
- ③ アンケート…… 子ども会代表の方や育成者さんが記入

12 注意事項

- 支払いは現金のみです (クレジットカード、デビットカード、電子マネー、ポイント払い不可)
- 購入時に、個人のポイントカードにポイント付与はできません
- 領収書のほかに明細がわかるものも添付すること
- 領収書の宛名に子ども会名を記載
他団体名でもらう場合は、どこかに子ども会名を記載があるか確認

特にご注意ください！

- 飲食費の使用用途によって対象か対象外かを区別してください

【対象経費(子ども自身が体験するものに使用する場合)】

- ・調理体験に必要な食材費 ※ケーキ作りの材料費、野外活動の炊事用食材など
- ・健康管理用の水分など ※1 人1本程度の水やお茶、薬を飲むための携帯水
- ・防災体験で使う防災食
- ・ハロウィンや七夕で練り歩きながら、もらうためのお菓子
- ・もちつき、豆まきなどで使うもち米や豆など

【制限のあるもの】

- ・景品代(1人 200 円程度) ※配布するだけでは、体験ならず景品とみなします。
- ・クリスマス会でのフライドチキン(体験というより食事の意味が近いため対象外)
- ・クリスマス会のプレゼント(子どもが“やってみる(体験する)”活動に工夫)
※「プレゼントを渡す」、「ケーキを食べる」が多く、景品と変わらないため。

【対象外】

- ・スタッフ会議等での飲食代

13 その他

Q&Aもご確認ください